

平成17年6月29日（水曜日）

議事日程第6号

平成17年6月29日（水曜日）午前10時開議

第1．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第69号から議案第80号まで 12件

- 第2．議案第69号 由利本荘市助役の選任について
- 第3．議案第70号 由利本荘市助役の選任について
- 第4．議案第71号 由利本荘市監査委員の選任について
- 第5．議案第72号 由利本荘市監査委員の選任について
- 第6．議案第73号 由利本荘市監査委員の選任について
- 第7．議案第74号 由利本荘市教育委員会委員の任命について
- 第8．議案第75号 由利本荘市教育委員会委員の任命について
- 第9．議案第76号 由利本荘市教育委員会委員の任命について
- 第10．議案第77号 由利本荘市教育委員会委員の任命について
- 第11．議案第78号 由利本荘市教育委員会委員の任命について
- 第12．議案第79号 由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13．追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第14．委員長審査報告
- 第15．報告第27号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告
- 第16．報告第28号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告
- 第17．報告第29号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告
- 第18．報告第30号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例専決処分報告
- 第19．報告第31号 由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例専決処分報告
- 第20．報告第32号 本荘市定住促進奨励金等に関する条例を廃止する条例専決処分報告
- 第21．報告第33号 由利町国民健康保険高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告
- 第22．報告第34号 大内町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告
- 第23．報告第35号 東由利町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告
- 第24．報告第36号 鳥海町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告
- 第25．報告第37号 平成17年度由利本荘市一般会計補正暫定予算（専決第1号）専決処分報告
- 第26．報告第38号 平成16年度由利本荘市北内越財産区特別会計暫定予算（専決第1号）専決処分報告

- 第 27 . 報告第 39 号 平成 16 年度由利本荘市一般会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 28 . 報告第 40 号 平成 16 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 29 . 報告第 41 号 平成 16 年度由利本荘市老人保健特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 30 . 報告第 42 号 平成 16 年度由利本荘市情報センター特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 31 . 報告第 43 号 平成 16 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 32 . 報告第 44 号 平成 16 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 33 . 報告第 45 号 平成 16 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 34 . 報告第 46 号 平成 16 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 35 . 報告第 47 号 平成 16 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 36 . 報告第 48 号 平成 16 年度由利本荘市小友財産区特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 37 . 報告第 49 号 平成 16 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 38 . 報告第 50 号 平成 16 年度由利本荘市簡易水道事業会計補正暫定予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 39 . 報告第 51 号 平成 17 年度由利本荘市一般会計暫定補正予算（専決第 2 号）専決処分報告
- 第 40 . 報告第 52 号 平成 17 年度由利本荘市老人保健特別会計補正暫定予算（専決第 1 号）専決処分報告
- 第 41 . 議案第 20 号 由利本荘市合併市町振興基金条例の制定について
- 第 42 . 議案第 22 号 由利本荘市野球場条例の一部を改正する条例案
- 第 43 . 議案第 23 号 由利本荘市老人福祉施設条例の一部を改正する条例案
- 第 44 . 議案第 24 号 由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 45 . 議案第 25 号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第 46 . 議案第 26 号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 第 47 . 議案第 27 号 由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 48 . 議案第 28 号 由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 49 . 議案第 30 号 由利本荘市過疎地域自立促進計画の策定について

- 第50．議案第31号 由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第51．議案第32号 由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第52．議案第33号 由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第53．議案第34号 由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第54．議案第35号 由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて
- 第55．議案第36号 由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第56．議案第37号 物品（福祉バス）購入契約の締結について
- 第57．議案第38号 物品（消防団活動服一式）購入契約の締結について
- 第58．議案第39号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第59．議案第40号 由利本荘市道路線の認定について
- 第60．議案第41号 平成17年度由利本荘市一般会計予算
- 第61．議案第42号 平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第62．議案第43号 平成17年度由利本荘市老人保健特別会計予算
- 第63．議案第44号 平成17年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第64．議案第45号 平成17年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第65．議案第46号 平成17年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第66．議案第47号 平成17年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第67．議案第48号 平成17年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第68．議案第49号 平成17年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第69．議案第50号 平成17年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第70．議案第51号 平成17年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第71．議案第52号 平成17年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計予算
- 第72．議案第53号 平成17年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第73．議案第54号 平成17年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第74．議案第55号 平成17年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第75．議案第56号 平成17年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第76．議案第57号 平成17年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第77．議案第58号 平成17年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第78．議案第59号 平成17年度由利本荘市簡易水道事業会計予算
- 第79．議案第67号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第80．議案第80号 平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第1号）
- 第81．陳情第1号 「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書提出を求める陳情
- 第82．陳情第2号 地方の公務員賃金の大幅引き下げに反対し、地域経済等の活性化を求める意見書提出についての陳情
- 第83．陳情第3号 定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書提出についての陳情
- 第84．陳情第4号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出についての陳情

第 85 . 陳情第 5 号 パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備、均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書提出についての陳情

第 86 . 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第 7 号から議員発案第 9 号まで 3 件

第 87 . 議員発案第 7 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について

第 88 . 議員発案第 8 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

第 89 . 議員発案第 9 号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出について

第 90 . 由利本荘市農業委員会委員の推薦について

---

本日の会議に付した事件

第 1 から第 89 までは議事日程第 6 号のとおり

第 90 . 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第 10 号から議員発案第 12 号まで 3 件

第 91 . 議員発案第 10 号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出について

第 92 . 議員発案第 11 号 地方の公務員賃金の大幅引き下げに反対し、地域経済等の活性化を求める意見書の提出について

第 93 . 議員発案第 12 号 「骨太方針 2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書の提出について

第 94 . 由利本荘市農業委員会委員の推薦について

---

出席議員 ( 126 人 )

1 番 佐藤 實	2 番 新田 豊治	3 番 三浦 秀雄
4 番 小杉 良一	5 番 遠藤 忠平	6 番 小松 幸夫
7 番 成田 正雄	8 番 佐藤 佐一	9 番 今野 洋一
10 番 堀 友子	11 番 本間 明	12 番 佐藤 十内
13 番 柏倉 孝雄	14 番 高橋 和子	15 番 工藤 兼雄
16 番 村上 寿康	17 番 佐々木 紘一	18 番 渡部 功
19 番 大場 良太郎	20 番 小松 義嗣	21 番 小松 久徳
23 番 佐々木 富春	24 番 佐々木 隆一	25 番 佐藤 千秋
26 番 工藤 実	27 番 石川 久	28 番 茂木 一夫
29 番 東海林 錦一	30 番 佐藤 弘志	31 番 佐々木 慶治
32 番 阿部 薫	33 番 齋藤 作圓	34 番 三浦 彦一
35 番 阿部 弘章	36 番 生駒 重孝	37 番 佐藤 孝
38 番 今野 晃治	39 番 佐藤 譲司	40 番 畑山 作喜
41 番 井島 市太郎	42 番 三浦 一男	43 番 川上 幸一
44 番 渡部 馨	45 番 三浦 晃	46 番 土田 与七郎
47 番 三浦 憲夫	48 番 武田 吉二	49 番 佐藤 賢一
50 番 渡会 利男	51 番 吉田 登美子	52 番 池田 千紗子
53 番 石井 綾夫	54 番 佐々木 長円	55 番 高橋 東悦

56番	村上亨	57番	小松勘一郎	58番	齊藤信
59番	齊藤貞雄	60番	伊藤文治	61番	東海林鋼太郎
62番	佐藤耕秀	63番	前川侖	64番	藤田克之
65番	三浦功	66番	阿部一雄	67番	若林徹
68番	鈴木昇	69番	伊藤周平	70番	伊藤静治
71番	田中昭子	72番	戸田久一	73番	佐々木勝二
74番	齋藤豊明	75番	小松義正	76番	長沼久利
77番	今野義親	78番	加藤富男	79番	三浦勉
80番	加藤進	81番	伊藤順男	82番	佐藤拓夫
83番	佐藤宗雄	84番	佐藤清	85番	吉尾憲一
86番	今野修	87番	田口長美	88番	正木正行
89番	佐藤勇	90番	今野英元	91番	佐々木信行
92番	渡辺正史	93番	正木一男	94番	小野健
95番	茂木成	96番	小松敏博	97番	伊藤健二
98番	大場重夫	99番	齊藤好三	100番	加川一男
101番	高橋賢一	102番	山崎貞美	103番	村上文男
104番	菅野芳男	105番	真坂孝衛	106番	小林隆
107番	鈴木貞一	108番	佐々木文勝	109番	佐藤孝義
110番	加藤勝栄	111番	梶原直	112番	佐藤豊
113番	佐藤栄吉	114番	藤原友一	115番	高橋昭
116番	三森安幸	117番	畠山作四郎	118番	東海林鏡
119番	佐藤嘉孝	120番	田口良一	121番	堀内和夫
122番	塚田達嗣	123番	土田長夫	124番	鈴木和夫
125番	熊田眞弓	126番	高橋信雄	127番	齋藤栄一

欠席議員（1人）

22番 小松 賢

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	教育長	伊藤茂
総務部長	佐々木永吉	企画調整部長	猿田正好
市民環境部長	松山祖隆	福祉保健部長	豊島一郎
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	藤原秀一
建設部長	佐々木孝一	国体事務局長	多田厚
行政改革推進本部事務局長	佐々木均	本荘総合支所長	齋藤隆一
矢島総合支所長	植村清一	岩城総合支所長	渡部專一
由利総合支所長	木内芳一	大内総合支所長	堀川喜久雄
東由利総合支所長	畠山基保	西目総合支所長	鷹嶋恵一
鳥海総合支所長	佐藤善昭	収入役室長	小松茂樹

消 防 長	福 岡 憲 一	選挙管理委員会事務局長	齋 藤 悟
監査委員事務局長	佐々木 泰 輔	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 山 正 義
教 育 次 長	中 村 晴 二	ガ ス 水 道 局 次 長	工 藤 秋 雄
総務部政策監	高 橋 勉	市 民 環 境 部 政 策 監	今 野 忠 治
建設部政策監	藤 原 直 久	副 消 防 長	佐 藤 文 男
教育委員会政策監 兼本荘教育事務所長	作佐部 直	総 務 部 次 長 兼総務課長兼職員課長	中 嶋 豪
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	小 松 浩	企 画 調 整 部 次 長 兼 企 画 調 整 課 長	渡 部 聖 一
地 域 政 策 課 長	早 川 修 一		

議会事務局職員出席者

局 長	熊 谷 正 次	長	石 川 隆 夫
書 記	鎌 田 直 人	書 記	石 郷 岡 孝
書 記	遠 藤 正 人	書 記	阿 部 徹

午前10時16分 開 議

議長（齋藤栄一君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

22番小松賢君より欠席の届け出があります。

出席議員は126名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。追加議案並びに追加議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第6号をもって進めます。

議長（齋藤栄一君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

議案第69号から議案第80号までの12件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本定例会に追加提出いたします案件は、人事案件11件、補正予算1件の計12件であります。

初めに議案第69号及び議案第70号由利本荘市助役の選任についてであります。これは本定例会初日に議決いただきました由利本荘市助役定数条例に基づき、由利本荘市土谷字土屋116番地、鷹照賢隆氏、並びに由利本荘市鳥海町伏見字川添52番地の14、村上隆司氏の2名を選任するにあたり、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

次に議案第71号から議案第73号までの由利本荘市監査委員の選任についてであります  
が、これは合併により新たに新市の監査委員を選任するものであり、議会議員のうちから  
選任される監査委員に佐々木鉦一氏、識見を有する者の中から選任される監査委員  
に相原定幸氏、並びに加藤寿氏を選任するにあたり、地方自治法第196条第1項の規定  
に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

次に議案第74号から議案第78号までの由利本荘市教育委員会委員の任命についてであ  
りますが、これは新市の教育委員会委員に佐々田亨三氏、大越英雄氏、佐藤成孝氏、矢  
萩富貴氏、佐藤榮子氏の5名を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関す  
る法律第4条第1項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第79号由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります  
が、これは新市の固定資産評価審査委員会委員に和田勉氏、佐々木徳男氏、正木勇一氏、  
佐々木昭彦氏、斉藤純一氏、小松幸男氏、佐々木和男氏、榊善清氏の8名を選任するに  
あたり、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものであり  
ます。

次に、議案第80号由利本荘市一般会計補正予算（第1号）であります。今回追加提  
案させていただきます補正予算は、災害復旧事業に伴う経費の追加であります。

その主な内容は、農林水産業施設災害復旧費においては、今冬の波浪で被災した松ヶ  
崎漁港の第2北防波堤に係る災害について、この6月上旬の災害査定による決定を受け  
ており、事務費を含めた復旧事業費を措置しようとするものであります。

また、公共土木施設災害復旧費では、矢島地域の市道矢島下郷線並びに東由利地域の  
市道市造台線において、融雪に伴って発生した道路現年災害復旧費、8月に予定される  
災害査定を受けるための調査委託経費を措置しようとするものであります。

これらの補正総額は4,999万1,000円となり、単年度歳入といたしましては県支出金、  
市債及び繰越金をみているものであり、補正後の歳入歳出予算総額を511億7,999万  
1,000円にしようとするものであります。

以上が平成17年第1回定例会に追加提出いたしました議案の概要でありますので、よ  
ろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第69号から議案第79号までは、会議規則第37条第2  
項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第69号から議案第79号までは、  
委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第69号から議案第79号までは、質疑、討論を省略した  
いと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第69号から議案第79号につい  
ては、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより提出議案に対する質疑に入ります。この際、本日提出されました議案第80号

に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。  
この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

---

午前10時26分 再 開

議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（齋藤栄一君） これより追加提出されました議案第80号を議題とし、質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ただいままでのところ発言の通告がありませんので、以上をもって追加提出議案第80号に対する質疑を終結いたします。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第2、議案第69号由利本荘市助役の選任についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員数は125名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

可も賛成、否も反対とみなします。

点呼を命じます。なお、議席番号のみの点呼といたします。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番佐藤佐一君、34番三浦彦一君、43番川上幸一君、54番佐々木長円君、67番若林徹君、70番伊藤静治君、89番佐藤勇君、125番熊田眞弓さんの8名を指名いたします。よって、8名の議員の立ち会いをお願いします。

なお、本日予定されております、すべての投票の立ち会いについて、ただいま指名いたしました8名をもって、これを行うことといたします。よろしくをお願いします。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数125票、そのうち有効投票125票、無効投票0票。有効投票中、賛成92票、反対33票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第69号は、原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第3、議案第70号由利本荘市助役の選任についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は125名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を行います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いを願います。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数125票、そのうち有効投票125票、無効投票0票。有効投票中、賛成107票、反対18票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第70号は、原案に同意することに決定いたしました。

この際、ただいま同意されました鷹照賢隆君、村上隆司君がお見えになっておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

申しわけありませんが時間の関係上、簡単をお願いいたします。

【鷹照賢隆君登壇】

鷹照賢隆君 ただいま、議員の皆様方から温かいご支援をいただきました鷹照賢隆でございます。どうもありがとうございました。

今後は由利本荘市の発展のために渾身の力を尽してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方からさらに一層温かいご指導とご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

【村上隆司君登壇】

村上隆司君 村上隆司と申します。本日は多くの議員の皆様方のご高配を賜りまして、助役の選任にご同意いただきまして誠にありがとうございました。私はもとより浅学非才の身でありますけれども、微力ながら新市のまちづくり、あるいは市政の推進に誠心誠意努力して、その重責を果たしてまいりたいというふうに決意しておりますので、議

員の皆様方におかれましては今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、簡単でありますけれども、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第4、議案第71号由利本荘市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、17番佐々木紘一君の退席を求めます。

議長（齋藤栄一君） この際、その場で暫時休憩いたします。

【17番（佐々木紘一君）退場】

午前11時14分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案については、直ちに採決いたします。本案は、原案に同意することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。議案第71号は、原案に同意することに決しました。

ここで、先ほど除斥されました議員の除斥を解きます。

【17番（佐々木紘一君）復席】

この際、その場で暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

---

午前11時17分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第5、議案第72号由利本荘市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は125名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場開鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いをお願いします。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数125票、そのうち有効投票125票、無効投票0票。有効投票中、賛成122票、反対3票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第72号は、原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第6、議案第73号由利本荘市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は125名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場開鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いを願います。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数125票、そのうち有効投票125票、無効投票0票。有効投票中、賛成123票、反対2票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第73号は、原案に同意することに決定いたしました。

この際、ただいま同意されました佐々木紘一君、相原定幸君、加藤寿君がお見えになっておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

【佐々木紘一君登壇】

佐々木紘一君 ただいま皆様のご賛同をいただきまして、監査委員に就任することになりました佐々木と申します。浅学非才でございますけれども、他の優秀な監査委員とともに職務に努力してまいりますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。簡単ですがあいさつとさせていただきます。

【相原定幸君登壇】

相原定幸君 ただいま監査委員の選任に際しまして、皆様のご同意を得ました相原でございます。私は平成13年から4年間、本荘市の監査委員を経験させていただきました。地方自治体における監査の重要性が大変重要だということは十分認識しているつもりでございます。今後は誠実公平を旨として一生懸命頑張りますので、皆さんからご助言、ご指導のほどをよろしくお願いいたします。簡単ですが、一言御礼のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【加藤寿君登壇】

加藤寿君 本日、監査委員として重要な任務を仰せつかりました加藤でございます。一生懸命勉強しながら、諸先生方や諸先輩の方々、関係される皆様方のご指導、ご援助、ご協力をいただきながら精いっぱい務めることをお誓い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれどもあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（齋藤栄一君） この際、午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休 憩

午後 1時02分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（齋藤栄一君） 日程第7、議案第74号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は124名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73

条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場開鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いを願います。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数124票、そのうち有効投票124票、無効投票0票。有効投票中、賛成122票、反対2票。

以上のおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第74号は、原案に同意することに決定いたしました。

議長（齋藤栄一君） 日程第8、議案第75号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は124名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いを願います。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数124票、そのうち有効投票124票、無効投票0票。有効投票中、賛成122票、反対2票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第75号は、原案に同意することに決定いたしました。

議長（齋藤栄一君） 日程第9、議案第76号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は124名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場開鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いをお願いします。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数124票、そのうち有効投票124票、無効投票0票。有効投票中、賛成124票、反対0票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第76号は、原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第10、議案第77号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は124名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場開鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いを願います。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数124票、そのうち有効投票124票、無効投票0票。有効投票中、賛成120票、反対4票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第77号は、原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第11、議案第78号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもつ

て行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡、遠藤書記議場閉鎖】

議長（齋藤栄一君） ただいまの出席議員は124名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記投票用紙配付】

議長（齋藤栄一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【鎌田書記投票箱確認】

議長（齋藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案については、原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

【石川次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡、遠藤書記議場開鎖】

議長（齋藤栄一君） これより開票を行います。

なお、賛成のかわりに可、または反対のかわりに否と記載した票については、有効票とみなしたいと存じます。

この際、さきに指名した8名の議員の立ち会いをお願いします。

【立会人佐藤佐一君、三浦彦一君、川上幸一君、佐々木長円君、若林徹君、伊藤静治君、佐藤勇君、熊田眞弓さん立ち会いの上、石川次長、鎌田、石郷岡、遠藤、阿部書記開票】

議長（齋藤栄一君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数124票、そのうち有効投票124票、無効投票0票。有効投票中、賛成120票、反対4票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第78号は、原案に同意することに決定いたしました。

それでは、ただいま教育委員会委員に同意されました先生方から、一言ずつごあいさつをお願いします。

佐々田さん、お願いします。

【佐々田亨三君登壇】

佐々田亨三君 ただいま教育委員として同意されました佐々田亨三と申します。皆様のご期待に誠心誠意努力できますように頑張りたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤栄一君） 大越さん、お願いします。

【大越英雄君登壇】

大越英雄君 ただいまご同意いただきました、大越英雄と申します。一生懸命精いっぱい全力を尽くして頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（齋藤栄一君） 佐藤成孝さん、お願いします。

【佐藤成孝君登壇】

佐藤成孝君 佐藤成孝です。国内でも最大規模の広域地区ということで、肩にずしりと実に重いものを感じております。微力でありますけれども、新市の教育の振興と充実のために、これから力を尽くさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（齋藤栄一君） 矢萩さん、お願いします。

【矢萩富貴君登壇】

矢萩富貴君 ただいま皆様達のご同意をちょうだい申しました、矢萩富貴と申します。不肖の身に大任ではございますが、精いっぱい教育行政のお手伝いをさせていただきたいと存じております。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤栄一君） 佐藤さん、お願いします。

【佐藤榮子君登壇】

佐藤榮子君 佐藤榮子と申します。教育現場を離れてから2年目を迎えておりますが、やはり経験、体験を生かして、微力ではありますが頑張っていくしかないなと思っております。どうかいろいろあろうかと思いますが、よろしくお願いいいたします。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第12、議案第79号由利本荘市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案については、直ちに採決いたします。本案は、原案に同意することに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第79号は、原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第13、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

なお、常任委員会の開催場所は、総務常任委員会は2階のバイオ研修室、産業経済常任委員会と建設常任委員会は、西目総合支所の会議室となっております。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休 憩

---

午後 3時30分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（齋藤栄一君） これより報告第27号から報告第52号までの26件、議案第20号、議案第22号から議案第28号まで、議案第30号から議案第59号まで、議案第67号並びに議案第80号の40件、陳情第1号から陳情第5号までの5件を一括上程し、日程第14により各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。66番阿部一雄君。

【総務常任委員長（阿部一雄君）登壇】

総務常任委員長（阿部一雄君） 本定例会において、議長より総務常任委員会に付託されました案件の審査の結果と経過をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、専決処分報告10件、条例関係2件、17年度予算6件、補正予算1件、その他1件及び陳情3件の合計23件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

なお、当委員会の審査報告におきましては、各会計並びに各条例等に付されております「由利本荘市」の名称は省略させていただきたいと思っております。

また、当委員会では熱心な質疑・討論が行われておりますが、「このような質疑があり、それに対してこのような答弁がありました」という形式でご報告いたしますと莫大な時間を要することになりますので、陳情以外の議案につきましては、質疑等によって理解された議案の内容をご説明申し上げる形をとりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、最初に専決処分報告についてご報告申し上げます。

まず、報告第27号税条例の一部を改正する条例専決処分報告、並びに報告第28号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の2件であります。税条例の改正の主な内容は、個人住民税では、65歳以上で前年の合計所得額が125万円以下の者に対する非課税措置を平成18年度分から廃止すること、所得割額に対する定率減税の割合を、平成18年度6月徴収分から現行の15%から7.5%へ2分の1に縮小することなどであり、また、軽自動車税では、商品及び自動車教習所の教習用軽自動車について課税免除をすることなどあります。それ以外は、いずれも地方税法の改正に伴い条文整備を行ったものとのことごさいました。

次に報告第32号本荘市定住促進奨励金等に関する条例を廃止する条例専決処分報告につきましては、合併により暫定施行されておりました、旧本荘市の新卒者やAターン者に対する定住促進奨励金に関する条例を3月31日をもって廃止したものであります。

次に報告第37号平成17年度一般会計補正暫定予算（専決第1号）専決処分報告のうち、当委員会に付託の歳出第2款につきましては、第4項選挙費において計上漏れとなっておりました秋田県知事選挙、並びに由利本荘市長選挙の選挙費用の総額8,983万円について専決処分したものが内容であります。

次に報告第38号平成16年度北内越財産区特別会計暫定予算（専決第1号）専決処分報

告につきましては、旧市町歳計剰余金1,000円を積立金として措置したものであります。

次に報告第39号平成16年度一般会計補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告についてであります。これはいずれも、合併日以降、3月31日までの平成16年度暫定予算の執行において、合併前の旧8市町において執行を予定していたものが未執行となったものの増額補正や、逆に合併後の新市において執行を予定していたものが、急きよ旧8市町において合併前に執行することになったための減額補正、あるいは年度末の精査による補正であります。

そのうち当委員会に付託の歳入・歳出各款における主な内容は、補正暫定予算書の事項別明細書の説明欄に、その内容と金額が記載されておりますので、詳細についてあえてご報告いたしません。金額の大きいものの大まかな内容をご報告いたします。

歳入におきましては、市税では個人所得税と鉱産税の減額とたばこ税の増額、地方譲与税では所得譲与税の減額、地方消費税交付金の減額、地籍調査事業費の県補助金の増額、諸収入では旧市町歳計剰余金の減額と、旧市町繰り替え流用返済金の増額などとなっております。

歳出におきましては、第2款総務費では、庁舎等整備費の減額、支所及び出張所費における工事請負費の減額と備品購入費の増額、また、第13款諸支出金では、旧市町の一時借入金返済金の増額、そして、第14款予備費においては、歳入・歳出の収支調整のための増額であります。

なお、地方債の変更につきましては、事業の確定等により、県営農地防災負担金など33件について限度額を変更するものとなっております。

次に、平成16年度の各特別会計補正暫定予算の専決処分報告（専決第2号）についてであります。

報告第42号情報センター特別会計につきましては、大内地域CATVの拠点であります情報センターの運営にかかわる特別会計であります。その補正内容は先ほど申し上げました一般会計の補正暫定予算の補正理由と同様であり、歳入歳出それぞれ301万7,000円を減額し、総額を531万6,000円としたものであります。

次に報告第43号地域情報化事業特別会計につきましては、YBネットの運営にかかる特別会計であります。光ファイバーの貸し付け収入、通信費の年度末精査などにより、歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、387万9,000円としたものであります。

次に報告第48号小友財産区特別会計、並びに報告第49号松ヶ崎財産区特別会計につきましては、いずれも旧市町歳計剰余金を基金に積み立てしたものが主なものであり、歳入歳出それぞれ、小友財産区では28万2,000円、松ヶ崎財産区では18万1,000円を追加したものであります。

以上、ご報告申し上げました10件の専決処分報告は、いずれも承認すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議案第20号合併市町振興基金条例の制定についてであります。これは市の区域の一体感の醸成を図る事業、及び市の区域全体の振興を図る事業の財源に充てるための基金を設置するものであり、基金の運用収益をその事業費とするもので、最終的な基金額は40億円を想定しているものであります。また、この基金は起債によるものが主であり、元本については10年間は取り崩しできないものと説明がございましたが、具

体的な運用については施行規則等で定める予定となっているものであり、審査の結果、原案を可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第28号地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは各地域自治区に組織される地域協議会の委員の報酬は支給しないこととする条例改正であります。この案件に対しましては、今定例会初日に議決された区長の給料額との整合性がなくアンバランスであるとし、条例改正の趣旨に反対する意見もございましたが、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第30号過疎地域自立促進計画の策定についてであります。これは、過疎地域自立促進特別措置法において、合併により適用される「みなし要件」を満たすことによって、過疎地域として指定されたことに基づき同計画を策定するものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、平成17年度の各会計予算であります。

基本的な予算編成方針等につきましては、今定例会初日の市長の施政方針により示されているとおりでありますので、当委員会に付託になりました各会計予算の主な内容についてご報告いたします。

まず議案第41号一般会計予算であります。当委員会に付託された歳入・歳出の各款ごとにご説明申し上げます。

歳入の主な内容であります。第1款市税につきましては、総額74億2,763万4,000円となっており、対旧市町の前年度当初予算との参考比較では、固定資産税において1億5,000万円程度の増が見込まれておりますが、総額では5,500万円余り、0.7%の減となっております。

また、第2款地方譲与税については、総額10億2,787万円で28.5%の増、第3款利子割交付金から第9款地方特例交付金までの各交付金につきましては、合計13億7,174万6,000円で、これに第11款交通安全対策特別交付金を加えた交付金全体では、13億8,921万2,000円で2.1%の増となり、また、第10款地方交付税は180億1,159万1,000円で、10.5%の増となっております。

第12款分担金及び負担金以降の各款は、各所管委員会ごとのものが大半となります。総務費負担金では移動通信鉄塔整備事業者負担金、選挙費負担金では内越並びに子吉土地改良区総代選挙負担金であります。

第13款使用料及び手数料では、庁舎と地域コミュニティー施設使用料や、市税の督促手数料・証明手数料などであり、また、第14款国庫支出金では、地域イントラネット基盤施設整備事業補助金などの国庫補助金、第15款県支出金では、県広報配布委託金、県民税徴収費委託金、県知事選挙費委託金、国勢調査をはじめ各種統計調査委託金などあります。

第16款財産収入では、土地建物貸付収入、財政調整基金等の運用収入、立木や分譲宅地の売り払い収入、風力発電売電収入などあります。

第17款寄付金は存置項目ですが、第18款繰入金では財政調整基金・減債基金・南内越地域振興基金からの繰入金と6つの財産区会計からの繰入金であり、また、第19款繰越金は前年度繰越金であります。

第20款諸収入は、市税の延滞金、各種貸付金収入のほかは、広報送料や風力発電所建

設協力金、宝くじ市町村交付金等の雑入であります。

第21款市債では、ケーブルテレビ施設整備事業債など5件の総務債のほか、減税補てん債、臨時財政対策債であります。

次に、歳出であります。職員人件費や一般事務費以外の主なものについてご報告申し上げますが、1款議会費につきましては、10月31日までの在任特例適用中、並びに在任特例後の30名の議員報酬や政務調査費のほか、会議録作成費、議会報の発行費などが主なものであります。

2款総務費につきましては、第1項の総務管理費では、特別職給与、行政協力員費、広域市町村圏組合運営費などの一般管理費、広報事業費や文書法規事務費などの文書広報費、地域イントラ整備事業費・基幹系、内部情報系の各業務システム管理費などの電子計算費、各種団体への補助金として財産区費、総合計画策定管理費、地域情報化推進事業費、地域情報基盤整備事業費、地域新エネルギー開発事業費、ふるさと交流事業費などの企画費、地域自治区地域協議会費、コミュニティー活動推進費などの自治振興費、また調査が完了していない本荘・矢島・東由利・鳥海の各地域の地籍調査事業費のほかは、男女共同参画推進事業費、国際交流事業費、地域間交流事業費などがあります。

第2項の徴税費では、納税奨励金、納税組合費などであり、第4項選挙費では、県知事選挙費、市長選挙費、市議会議員選挙費、農業委員選挙費、内越並びに子吉土地改良区総代選挙費が計上されております。

第5項統計調査費では、今年度を実施される国勢調査などの指定統計調査費であり、第6項監査委員費では、監査委員報酬や審査報告書印刷代などが主なものであります。

次に、第12款公債費は、長期債の元金及び利息の定時償還金、並びに一時借入金の償還金利子であります。

次に、第13款諸支出金は普通財産取得費であります。これは土地開発公社に委託し先行取得した土地の購入費にかかわる公社への償還金で、本荘地域では福祉エリアなど6件、西目総合支所用地、矢島地域の分譲宅地用地などがあります。

第14款は予備費であり、5,000万円が措置されております。

また、地方債については、予算書の第2表に記載されているとおり、移動通信用鉄塔施設整備事業など69件の起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めているものであります。

なお、この議案につきましては、歳出第2款総務費のうち1項総務管理費において、地域自治区長の給与額が高額であり、これに反対する立場から原案を否決すべしとする意見がございましたが、採決の結果、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第45号情報センター特別会計予算であります。これは大内地域のケーブルテレビの運営にかかる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、職員・嘱託職員の人件費や、衛星放送や有料チャンネル受信料、放送用機器・番組制作用機器・N T T柱や電力柱の借り上げ料などの情報センター維持管理費、インターネット機器接続手数料やウィルス対策経費、回線使用料、機器保守管理委託料などの電気通信経費であります。

また、その財源の主なものとしたしましては、新規加入負担金、2,350件ほどを見込んでいる有線テレビ使用料、衛星放送視聴料などのほかは一般会計からの繰入金で、

歳入歳出予算の総額を1億2,398万5,000円と定めるものであります。

次に議案第46号地域情報化事業特別会計予算であります。これは矢島・由利・鳥海の3地域におけるインターネット接続事業であります。Y Bネットにかかる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、インターネット通信料・データ通信料・N T T柱や電力柱の借り上げ料・引き込み部材費、矢島地域の回線機器増設工事費、テレビ共同受信施設の修繕費などの運営費と、起債にかかる利子分の償還金であります。

また、その財源としては、加入戸数967戸を見込むY Bネット使用料や、加入戸数690戸を見込むテレビ共同受信施設使用料、N T Tへの光ファイバー管理機器貸し付け収入、一般会計からの繰入金などであり、歳入歳出予算の総額を8,756万4,000円と定めるものであります。

次に議案第54号小友財産区特別会計予算であります。歳出では、7名の管理会委員による管理会運営費と、270町歩ほどの山林の維持管理費、各種団体に対する補助金のための一般会計への繰出金などであります。

また、その財源は、現在の残高が3,100万円ほどとなっている基金からの繰入金を措置するものであり、歳入歳出予算の総額を175万9,000円と定めるものであります。

次に議案第55号北内越財産区特別会計予算であります。財産の山林は緑資源機構との分収林のみ21町歩ほどであります。直接の維持管理等は行っていないため、歳出では団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なもので、また、その財源は230万円ほどとなっている基金に求めるものであり、歳入歳出の総額は1万6,000円とするものであります。

次に議案第56号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳出では、すべて分収林である83町歩ほどの財産の維持管理のための事務費と、団体補助のための一般会計への繰出金であり、また、その財源としては土地の貸し付け収入と、残高4,800万円ほどとなっている基金からの繰入金であり、歳入歳出予算の総額を85万円と定めるものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の各特別会計予算につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に本日追加提出されました、議案第80号平成17年度一般会計補正予算(第1号)であります。当委員会に付託されましたのは、歳入第19款と地方債の変更であります。

歳入第19款につきましては、この補正予算の歳出において一般財源によって対応する部分について、前年度繰越金を措置するものであり、また、地方債の変更につきましては、公共土木施設災害復旧事業債を増額補正する必要から、その限度額を変更するものであり、当委員会付託分につきましては原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてご報告申し上げます。

陳情第1号「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書提出を求める陳情につきましては、地方交付税の各機能を堅持することや総額を確保すること、3兆円の税源移譲の確実な実施、地方分権に沿った国庫補助負担金改革の実施などによる地方財政の拡充や、地方公務員給与の見直しと「地域給」の導入は、地方交付税の削

減につながるため、これを行わないことなどを「骨太方針2005」の内容に盛り込むべく、意見書の提出を求めることを陳情趣旨としているものであります。去る6月21日、この「骨太方針2005」が既に閣議決定しているものであり、陳情者の願意が時機を逸したものとなつてはおりますが、陳情の内容に盛り込まれた要請点につきましては否定するものではないとし、審査の結果、本陳情につきましては採択すべきと決定したものであります。

次に陳情第2号地方の公務員賃金の大幅引き下げに反対し、地域経済等の活性化を求める意見書提出についての陳情であります。これについては反対の討論もございましたが、採決の結果、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定いたしました。

最後に陳情第3号定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書提出についての陳情につきましては、地方税法が既に改正され、先ほどご報告いたしました税条例の一部改正の中でも触れましたとおり、定率減税を2分の1に縮小する内容を含む条例改正の専決処分を、当委員会では既に承認すべきものと決定したところであり、当然に不採択とすべきものとの意見があり、採決の結果、本陳情につきましては不採択とすべきと決定した次第であります。

なお、付託案件の審査報告に直接関係いたしません。審査の段階で一般会計の予算書が理解しにくい形式となっているとの指摘が多々ございました。予算書の様式はやむを得ないものの、せめて各所管ごとに、また事業政策別の予算説明資料を提出していただきたいとの要望がございましたので、この場を借りて申し添えさせていただきます。

以上、総務常任委員会の審査の経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長（齋藤栄一君） 次に教育民生常任委員長の報告を求めます。19番大場良太郎君。

【教育民生常任委員長（大場良太郎君）登壇】

教育民生常任委員長（大場良太郎君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告14件、条例関係6件、特別会計への繰入れ1件、平成17年度予算6件、契約案件2件、陳情1件の計30件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

本定例会には、私たちの方には30件という大きい量でございます。4日間真剣に審議しましたけれども、報告は簡単にさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

初めに報告第29号由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは、診療所嘱託医の年額報酬を追加するものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に報告第30号由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例専決処分報告、報告第31号由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これは石沢中学校統廃合に伴い、体育館については由利本荘市石沢体育館として追加し、施設使用料等を設定したもので、また、運動場においては由利本荘市石沢運動広場として追加し、使用料を無料としたものであり、報告第30号、報告第31号いずれも報告のと

おり承認すべきものと決定した次第であります。

次に報告第33号由利町国民健康保険高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告、報告第34号大内町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告、報告第35号東由利町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告、報告第36号鳥海町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例専決処分報告についてであります。高額療養費の貸付については、由利本荘市社会福祉協議会への委託により運用することになったため基金を廃止するものであり、報告第33号から報告第36号までの4件については、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に報告第37号平成17年度由利本荘市一般会計補正暫定予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。当委員会に審査付託になりました歳出第9款の消防費についてであります。これは、早急に消防団の活動服を整備しなければならないことから専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に報告第39号平成16年度由利本荘市一般会計補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告についてであります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入第11款から15款、20款、21款と歳出第2款から4款、9款、10款、13款についてであります。これは主に年度末に伴う事業費等の精査、歳入については合併前に収入済による減額、歳出については合併前に支払済による減額などであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に報告第40号平成16年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告、報告第41号平成16年度由利本荘市老人保健特別会計補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告、報告第44号平成16年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告についてであります。これは主に年度末に伴う事業費等の精算見込みによる精査、歳入については合併前に収入済による減額、歳出については合併前に支払済による減額などであり、報告第40号、報告第41号、報告第44号いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に報告第51号平成17年度由利本荘市一般会計補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告についてであります。これは本荘清掃センターの爆発事故に伴い、当該施設を修復する経費を計上したもので、その財源は全額、損害保険金を充当するものであります。

この報告第51号については、ごみの排出方法や施設の修復と処理体制の変更だけで改善策になるのかなど疑問を呈する意見がありましたが、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に報告第52号平成17年度由利本荘市老人保健特別会計補正暫定予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。これは前年度繰上充用に関するものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に議案第22号由利本荘市野球場条例の一部を改正する条例案についてであります。これは由利本荘市鳥海野球場の夜間照明施設の整備により料金設定したものであります。

この議案第22号については、「1時間当たりの使用料が4,200円であるが、もっと利用しやすい料金にすべきでないか」との意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第23号由利本荘市老人福祉施設条例の一部を改正する条例案、議案第24号由

利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは東光苑生活支援ハウス開設に伴い、現行の併設事業所種別である高齢者生活福祉センターを生活支援ハウスに改めるものであり、議案第23号、議案第24号いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第26号由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案についてであります。これは消防法の一部が改正され、燃料電池発電設備が新たに対象火気設備等として位置づけられるとともに、指定数量未滿の危険物及び指定可燃物等の取り扱いについて、貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術基準が定められたこと、並びに再生資源燃料が指定可燃物の品名に追加されたほか、住宅に住宅用防災警報器、または住宅用防災報知設備の設置が義務づけられたこと等によるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第27号由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは消防団員が市庁舎等で行われる定例的な会議等に出席した場合に支給する旅費について、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第2を適用しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第31号由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは平成17年度由利本荘市一般会計から公債費などの財源に充当するため、2億円以内を由利本荘市介護サービス事業特別会計へ繰入れるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第37号物品（福祉バス）購入契約の締結についてであります。これは東由利地域の福祉バス日野セレガR 1台を指名競争入札により、西東北日野自動車株式会社秋田支店と契約するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第38号物品（消防団活動服一式）の購入契約の締結についてであります。これは、消防団活動服一式1,750着を指名競争入札により、猿田興業株式会社と契約するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成17年度予算についてご報告申し上げます。

最初に議案第41号平成17年度由利本荘市一般会計予算についてであります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入第11款から16款、18款、20款、21款と歳出第2款から5款、7款、9款、10款についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入第11款は交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金は、老人保護入所者負担金や保育所入所者負担金、第13款使用料及び手数料は、かしわ温泉使用料、焼却場使用料、幼稚園保育料、戸籍手数料、第14款国庫支出金は、知的障害者施設訓練等支援費負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金、第15款県支出金は、福祉医療費補助金、すこやか子育て支援事業費補助金、国体開催市町村競技会場整備事業費補助金、第16款財産収入は、土地建物貸付収入、第18款繰入金は、老人保健特別会計繰入金、第20款諸収入は、高齢者住宅整備貸付金元利収入、高額療養費貸付金元利収入、検診事業受診者負担金、第21款市債は、高齢者生活支援ハウス整備事業債、川内保育園改

築事業債、消防施設整備事業債、矢島中学校整備事業債などであります。

次に、歳出第2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談、住民基本台帳費に係る経費が主なものであります。

第3款民生費では、老人ホーム・身体障害者・知的障害者、保育所等の経費のほか、国民健康保険費、福祉医療給付費、介護保険費、生活保護に係る経費が主なものであり、福祉バス購入費、高齢者生活支援ハウス整備費、川内保育園改築事業費なども計上されております。

第4款衛生費では、各種検診、予防接種に係る経費や、診療所に係る経費、ごみ処理施設に係る経費、し尿処理分担金などが主なものであります。

第5款労働費は、季節労働に係る経費、勤労青少年ホームの管理費を計上しております。

第7款商工費は、消費者行政に係る経費を計上しております。

第9款消防費は、常備消防の維持管理費、消防団に係る経費のほか、水槽付消防車、動力ポンプ付積載車、携帯電話による119番直接受信に関する工事、有蓋防火水槽の設置に要する経費が主なものであります。

第10款教育費では、幼稚園、小学校、中学校や各教育施設の維持管理に要する経費、高瀬小学校屋内体育館の改修、出羽中学校グラウンド整備、本荘東中学校プール等整備、矢島中学校用地地質調査等、国体準備費、ソフトボール場などの国体施設整備事業などに関する経費が主なものであります。

以上、主なものについて述べましたが、この議案第41号につきましては、歳入第14款3項1目総務管理費委託金自衛官募集事務費委託金に対して疑問を呈する意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第42号平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算についてであります。歳出については、保険給付金、老人保健拠出金、介護納付金などが主なものであり、歳入については、国民健康保険税のほか、国庫支出金が主なものであります。

この議案第42号につきましては、議案第67号の由利本荘市国民健康保健税条例の一部を改正する条例案に基づき、平成16年度と比較して税率が引き上げられた予算内容についての疑問を呈する意見や、また原案を可決すべきであるが、滞納繰越額も多いことから、より一層、収納努力を期待する意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第43号平成17年度由利本荘市老人保健特別会計予算についてであります。歳出においては、医療給付費のほか医療費支給費、審査支払手数料が主なものであり、歳入においては、支払基金交付金、国庫支出金が主なものであります。

次に議案第44号平成17年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳出においては、医師等の報酬と医薬材料費等が主なものであり、歳入においては、診療収入、基金繰入金、受託事業収入を見込んでいるものであります。

次に議案第47号平成17年度由利本荘市奨学資金特別会計予算についてであります。平成17年度の貸し付けについて253人分を予算計上し、その財源として一般会計からの繰入金、繰越金、貸付金の返還金を充てるものであります。

次に議案第48号平成17年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算についてであり

ますが、歳出においては、鳥寿苑、悠楽館、東光苑、白百合苑、ふれあい館鮎川の管理運営費が主なものであり、歳入においては、サービス収入、繰入金、繰越金が主なものであります。

以上、議案第43号、議案第44号、議案第47号、議案第48号の4件は、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第67号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算の歳出に見合う国民健康保険税の税率について、財政調整基金を年次計画で充当しながら、本荘地域と本荘地域以外、別々に設定するものであります。

この議案第67号では、平成16年度と比較して税率が引き上げられた内容についての疑問を呈する意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に陳情第4号社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出についての陳情については、基礎年金制度の改革をはじめ各種年金の一元化問題を含む社会保障制度の一体的見直しを行い、早急に抜本改革を求めるものであります。慎重に審査した結果、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（齋藤栄一君） 次に産業経済常任委員長の報告を求めます。119番佐藤嘉孝君。

【産業経済常任委員長（佐藤嘉孝君）登壇】

産業経済常任委員長（佐藤嘉孝君） 私から産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に審査付託になりました案件は、本日付託されました案件を含め、専決処分報告1件、特別会計への繰入れ2件、平成17年度予算3件、補正予算1件、陳情1件の計8件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございますが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に報告第39号平成16年度由利本荘市一般会計補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告についてであります。当委員会に審査付託になりましたものにつきましては、歳入歳出ともに事業費の確定及び年度末に伴う計数整理による補正、また合併前まで旧市町において執行するものとして予定しておりましたものの未執行となったもの、あるいは合併後に執行を予定していたものを合併前に執行したものの精査が主な内容であり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に議案第35号由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて、並びに議案第36号由利本荘市スキー場運営特別会計への繰り入れについての2件であります。これは、いずれも一般会計から特別会計への繰入れを行うにあたり、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

休養宿泊施設運営特別会計には2,000万円以内を、スキー場運営特別会計には1億円以内をそれぞれの事業推進のため繰入れしようとするものであり、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成17年度予算についてご報告申し上げます。

最初に議案第41号平成17年度由利本荘市一般会計予算についてであります。

歳入につきましては、各事業への国・県支出金と負担金等が主なものでございます。

次に、歳出にかかわる主な事業等について申し上げます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費の中の地域コミュニティー施設等管理費であります。これは、鉄道の駅舎及び道の駅の施設に係る維持管理費であります。

次に、第5款労働費1項労働諸費につきましては、勤労者に対し円滑な貸付を図る原資を目的とする労働金庫への預託や、シルバー人材センターへの運営事業費の補助への措置が主なものであります。

次に、第6款農林水産事業費についてであります。第1項農業費においては、あなたと地域の農業夢プラン応援事業等に係る農業振興事業費、秋田由利牛肥育振興に係る経費、田園空間整備事業や中山間地域総合整備事業に係る市営土地改良事業費が主なものであります。

なお、この事業について委員から、「合併前は中山間地域整備区域に該当しない地域もあったが、合併後それらの地域の扱いはどうなるのか」という質疑がなされましたが、これについては市当局より、「合併前に該当しなかった地域は過疎地域指定外区域であり、合併後は全市がその指定区域になったために、それらの地域も該当する」との回答をいただいております。

また、中山間地域等直接支払い事業への取り組み協定数の増減とその要因については、「平成17年度の新制度以降、要件が厳しくなっており、取り組みを見合わせる事例もある」とのことであり、委員より「農家に不利益にならない指導を続けるように」との声がありました。

また、秋田由利牛を全国的なブランドとして認知させるための戦略については、「ブランド名を統一し、関係機関と連携し首都圏を中心にさらに生産拡大に努めたい」とのことでありました。

第2項林業費では、約7万ヘクタールに及ぶ民有林の造林促進を図るための補助率のかさ上げが主な林業振興費、森林の整備・保全に対する森林整備地域活動支援交付金支払事業費、林道の開設・維持等に係る経費、松くい虫防除対策事業費が主なものであります。

第3項水産業費では、アワビの増殖場の増設、クルマエビの放流やヒラメの養殖など、つくり育てる漁業のための経費、松ヶ崎・西目漁港の管理・改修に要する経費、道川漁港の整備に係る経費への措置が主なものであります。

現在、県で工事を進めている道川漁港につきましては、委員より、その進捗状況と市へ移管された後の整備等について質疑がなされ、現地において調査を行い、その概要について説明を受け状況を確認してまいりました。

次に、第7款商工費についてであります。商工会への補助や地域商品券の発行に係る地域商業振興事業費、地元商工業者を資金面で支援する中小企業融資あっせん資金事業費、生活路線バス等の運行補助に係る交通環境整備事業費、企業誘致を促進するための企業訪問や説明会、情報の収集・交換をするための企業誘致促進事業費、他市町から本市に入る国道に設置する歓迎塔に係る費用や、観光協会への補助、特別会計への繰出金が主な観光振興費、イベント等開催費、市内各地域にある観光施設の運営・維持管理

に要する経費への措置が主なものであります。

なお、委員より、企業誘致に関して専門の担当課が設置されたことへの評価と期待が述べられたほか、「現状が厳しいのは承知しているが、誘致に向けて最大限の努力を」との意見や要望が出されました。

また、「鳥海山を核とした観光振興策をどうすすめるか」との委員の質疑に対し、市当局より、「まずは策定の基本方針を打ち出したい」との回答を受けております。

次に、第11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費につきましては、林道2路線3カ所の災害への措置が主なものであります。

次に議案第52号平成17年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計予算についてですが、歳入は施設使用料、一般会計繰入金、歳出は施設の維持管理費、償還金が主なものであります。

次に議案第53号平成17年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算についてですが、歳入は事業収入、一般会計繰入金、歳出は施設の維持管理費、矢島スキー場再開発のための土地購入費及び償還金が主なものであります。

以上3件の平成17年度予算につきましては、すべて提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日審査を付託されました議案第80号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第1号）についてですが、これはこの冬の波浪で被災した松ヶ崎漁港の第2北防波堤に係る災害について、災害査定を受け、その復旧事業費を措置するものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に陳情1件についてですが、陳情第5号パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備、均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書提出についての陳情につきましては、「パートタイム等で就労している方々を労働者として認め、労使双方の契約と労働条件を整備するための法制化を目指し、また、より望ましい雇用形態へ改善するために本市議会として問題提起するという意味においても採択すべき」という意見もありましたが、「企業や雇用主の立場から見た議論も必要であり、現在のそれらを取り巻く情勢をかんがみると法制化は時期尚早である。また、ここで求められている均等待遇の内容についてもさらに調査・研究の必要がある」という意見もあり、慎重に審査いたしました。なお審査の要ありとし、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

---

議長（齋藤栄一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

---

議長（齋藤栄一君） 次に建設常任委員長の報告を求めます。7番成田正雄君。

【建設常任委員長（成田正雄君）登壇】

建設常任委員長（成田正雄君） 私から建設常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日付託され

た案件を含め、専決処分報告5件、特別会計への繰入れ3件、条例関係1件、道路関係2件、平成17年度予算7件、そして本日付託されました補正予算1件の合計19件であります。

審査の結果については、お手元に配付されております報告書のとおり、報告につきましては承認、議案につきましては原案を可決すべきものとしておりますが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

まずはじめに、専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、報告第39号一般会計の建設部関係費についてであります。また、第45号の下水道事業特別会計、第46号の集落排水事業特別会計、並びに第47号の簡易水道事業特別会計及び第50号の簡易水道事業会計、以上5件の平成16年度各会計の補正暫定予算（専決第2号）専決処分報告であります。

これにつきましては、合併前の旧市町において執行する予定としていたもののうち未執行となったものや、合併後に執行する予定としていたものを合併前に執行したのなど、年度末において精査及び確定した歳入歳出それぞれの項目を補正したものであります。

委員からは、「豪雪の影響とはいえ、合併後も永く市民が使用する施設の改修工期を無理に合併前までとする必要はなかったのではないか」との発言もありましたが、ほかに特に意見等もなく、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に議案第25号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、ぼぼろ健康運動公園総合体育館の完成に伴い使用料などの条文を整備するものであり、委員から料金の設定方法や減免措置について質問がありました。当局からは類似施設の使用料を参考にしたことや、数多く利用する際に有利になるよう設定したとの回答を得ているほか、現地を調査した上で、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、特別会計への繰入れについてであります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、議案第32号の下水道事業、議案第33号の集落排水事業及び34号の簡易水道事業であります。32号については15億円、33号については13億円、34号については3億円を繰り入れることを決定しておりますが、特に委員から発言がなかったため、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第39号市道路線の廃止についてであります。40号と連動しますので議案第40号市道路線の認定を一括して審査し、報告も一括してしたいと思います。

これは、合併に伴う、いわゆる各町の境界が取り払われましたので、その延長線上の道路29路線があります。これを廃止して、川口岩谷線という名称に直るわけですが、15路線を新しく認定したということでもあります。また、まったく新しいものでは谷地本線、これは川口二十六木線の道路区画の変更により、また、清掃センター線については清掃センター施設が市に移管されたことに伴い、その取付道路をそれぞれ認定するものであります。この2路線については現地調査を行った路線です。

以上2件の市道路線の廃止及び認定につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

委員の中から「道路台帳について早期に整理統合すべき」との発言があり、当局から

は「現在、実務担当者会議を開催しており、早期に道路台帳の整備に鋭意努力する」との回答を得ております。

次に平成17年度予算であります。初めに議案第41号の一般会計予算のうち、建設部関係費であります。初めに歳入では、13款及び14款、15款、20款、21款それぞれありますけれども、大きいものでは14款の国庫支出金等、およそ19億円以上あります。また、最も大きいものでは、いわゆる市債であります。本市の起債が31億9,100万9,000円ということになるかと思えます。そのほかの使用料等含めましても55億7,191万円が本建設関係に入ってくるお金であります。

また、歳出については、4款、6款、8款、11款、それぞれあるわけでございますけれども、大きいものでは8款の2項にあります道路新設改良費21億9,194万9,000円、また同じく8款の都市計画費の中にあります土地区画整理費17億3,000万円、また下水道費など6億1,000万円、同じく公園整備事業費10億5,243万5,000円などありますが、この事業費総額、建設部関係だけで97億4,526万3,000円になるものであります。

審査の中で委員から発言がありまして、「冬期間における除雪の管理体制はどうなるのか」という発言がありました。当局からは路線統合により、いわゆるまちの境、各市・町の境がはずされておりますので、非常に有利な除雪運営が可能かと、そういう意味で合併のメリットを最大限に生かし、除雪車両を融通することや業者委託路線を再検討することなど、早期に除雪計画を構築したい旨の回答がありました。

また、街路灯の新設や修繕について、海岸浸食対処や浜辺のごみ対策について、由利橋のかけ替えについて、中央地区区画整理事業での道路着工時期についての発言がありましたが、当局からそれなりの的確な答えをいただいております。

次に議案第49号の下水道事業、議案第50号の集落排水事業及び議案第51号の簡易水道事業の各特別会計であります。下水道事業には大きく予算30億5,924万2,000円になります。集落排水事業も非常に大きく歳入歳出で32億4,008万4,000円、簡易水道事業も18億3,861万9,000円となります。現在かなり差異のある下水道及び集落排水等の受益者負担金、これについて住民負担は公平でなければならぬという立場から、あるいはその観点から、できるだけ速やかに、早期に、一般質問の市長答弁では平成23年ごろ、いわゆる5年かけての是正ということになりますけれども、早い機会に、1日も早い機会に料金の統一を望む旨の発言があったことをご報告いたします。

次に議案第57号、水道事業、議案第58号のガス事業及び議案第59号の簡易水道事業の、いわゆる各企業会計であります。これらについては、すべて原案を可決すべきものとしておりますが、なかに水道検針業務及び水道料金、ガス事業については事業区域が本荘地域の旧市街地に限られているのはどうしてというような質問がありました。さらに、都市ガスの利用率や料金体系についての質問、要望等の発言がありましたが、これらについても的確な答弁を得ております。

以上、常任委員会開催時の委員の発言を中心に報告いたしました。7件の予算については、この予算が旧8市町の事業をすべて引き継いでいるものであり、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に本日付託されました、議案第80号平成17年度一般会計補正予算（第1号）であります。これは歳出第11款において、融雪により被災した矢島総合支所管内、立石地

内の市道矢島下郷線の土砂崩れの災害復旧及び東由利総合支所管内、宿地内の市道市造台線の道路欠壊復旧に係り、地質調査が必要となったことからボーリング調査を行う経費を措置するものであり、1日も早い復旧を願いつつ、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査の報告を終わります。

議長（齋藤栄一君） 以上をもって各常任委員長の審査報告を終わります。

この際、5時15分まで休憩します。

午後 4時58分 休 憩

午後 5時17分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、報告、議案、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、報告、議案、陳情等を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、報告、議案、陳情等の件名は朗読を省略したいと思えますので、ご了承願います。

議長（齋藤栄一君） 日程第15、報告第27号、日程第16、報告第28号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第27号と報告第28号の2件は、承認することに決定いたしました。

議長（齋藤栄一君） 日程第17、報告第29号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第29号は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第18、報告第30号、日程第19、報告第31号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第30号、報告第31号は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第20、報告第32号から、日程第24、報告第36号までの5件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。12番佐藤十内君。

12番（佐藤十内君） ちょっとお伺いしたいんですけれども、今出されております基金条例、高額医療の基金条例ですけれども、これは矢島町、それから由利町、本荘市、それから岩城町等はないんですね。それで、これをなくするということについてですよ、委員長の報告は社協に委託するところということでしたけれども、これらの基金の内容がどのような現状にあって、それが社協に委託される場合に、社協がちゃんと受け皿をもって今までと同様なサービスなり、そういう相談機能がなされるかどうかというようなことを心配するんですけれども、その点については話し合いがなされておるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 教育民生常任委員長大場良太郎君。

教育民生常任委員長（大場良太郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

質問者も言われましたように、この基金を廃止しまして社協の方に委託するということが話し合われた状況でありますので、その詳しい内容については皆さんからご質問ありませんでした。そういうことで了とした次第でございます。

議長（齋藤栄一君） 12番佐藤十内君。

12番（佐藤十内君） 私心配するのは、ただ今回廃止して委託するということですか

ら、それを社協で受け取って、それでどういうふうな形になって社協でそれを遂行していくか。社協も合併してるんですから、今、非常にそういう組織的な構成の中で苦労しているようですから、果たしてこれが素直に移行されたものがサービスが落ちないようにですよ、なされていくかどうか心配なんですけれども、そこら辺は、まず委員長の方から答弁、話し合いがなかったとすれば答弁していただけないと思いますけれども、あれですか、あとでもいいんですが、この回答ほしいと思いますので。

議長（齋藤栄一君） 教育民生常任委員長大場良太郎君。

教育民生常任委員長（大場良太郎君） ただいま報告したように、審査の過程ではそういう話は出ませんでしたので、私個人的に意見を述べるわけにはいきませんので、現状の報告したわけでございます。

以上です。

議長（齋藤栄一君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第32号から報告第36号までの5件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第25、報告第37号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第37号は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第26、報告第38号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第38号は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第27、報告第39号から、日程第38、報告第50号の12件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第39号から報告第50号までの12件は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第39、報告第51号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第51号は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第40、報告第52号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって報告第52号は、承認することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第41、議案第20号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第42、議案第22号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第43、議案第23号、日程第44、議案第24号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第23号、議案第24号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第45、議案第25号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第46、議案第26号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第47、議案第27号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第48、議案第28号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。13番柏倉孝雄君。

【13番（柏倉孝雄君）登壇】

13番（柏倉孝雄君） 私は議案第28号由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論に参加します。

地域協議会の委員の報酬は、これを支給しないとするものの一部改正でありまして、これに私は反対するものでございます。

地方分権一括法が平成12年4月に施行されまして、5年経過いたしました。一括法ですから475本の法律を1本に束ねたわけで、地方自治法もその中の1本に入るようになるわけでありまして。

第1次分権改革の目玉は何であったのか。それは、機関委任事務制度の廃止だったというふうに議員の皆さんも承知していると思います。機関委任事務とは何ぞやと、非常に大ざっぱな言い方をしますと、国という国家機関が地方の執行機関である知事や市町村長などに事務事業をやらせる法律的な仕掛け、これが機関委任事務制度というふうに私は思っているものでございます。機関委任事務が廃止されましたから、法律上は国、都道府県、市町村という縦の関係から横の関係、つまり上下主従関係から並列対等平等の関係になったわけでありまして。従来、機関委任事務については、条例制定ができなかった。もちろん議員の一般質問もできなかったわけですが、今度は自治事務と法定受託事務に再分類されました。

自治事務は、まさに自治事務で、議会の権限がすべて及ぶということでありまして。法定受託事務、これは受ける方から見たので「受託」といっているわけであり、国から見れば法定委託事務です。つまり委託と受託、受委託関係ですから、まさに契約関係、つまり対等な関係というふうになったわけでございます。その法定受託事務にも原則議会の権限が、いわゆる条例制定権は及ぶということになったわけですが、あいさつなんかでよく「地方分権の推進に伴い、地方議会の役割は飛躍的に増大し、責任も大きくなる」などと、あるいは「自己決定、自己責任の原則」などとよく言われるわけですが、これはただのあいさつ用語ではなくて、これからは自分の地域のことは自分の地域社会の問題は、そこに住んでいる人々が自己責任で自分で決定できるようにしなければいけ

ないということであり、もう法律の世界ではそうってしまったということでもあります。

条例は、住民が選挙で選んだ代表が審議して決める、自治体の議会立法であって、地方自治の法的なシンボルであります。条例だって、重要な契約だって、大事な予算だって、人事案件、首長に提案権はあるが決定権はない。審議して結論を出す決定権を持っているのは議会しかないのであります。責任の大きさは、提案した首長よりも決定権を持っている議会の方が大きいわけで、これは今までも変わらなかったわけです。今後も変わらない。今後は、ますます権限が大きくなると同時に、責任も大きくなる。この点での認識が非常に大切でないのかなというふうに思うのでございます。その結果については、当然に説明責任が求められるのであります。

国が示した事務移管通知は、一つの見方、考え方を示したにすぎないのであって、これを自治体の実情に合わせ、足らざるを補い、余分なものは削る、そして自治体の実態に合わせる努力が必要でないでしょうか。これからは自治体間競争の時代と言われます。しっかりしている首長、しっかりしている議員、議会、しっかりしている行政職員、しっかりしている住民がいるところと、そうでない従来型の伝統的な感覚で今後の行政運営をやろうとしているところでは、自治体間の格差が歴然と出てくるだろうと言われています。今は、まさにそうってきているわけであり、

国が示したから、通知したからやむを得ないのでは、地方自治は育たないと思います。情けないと言うほかないのであります。そのためには、単に法令に対応するだけでなく、法令をみずからの地域住民のために解釈し、運用していく姿勢、これこそが今求められているのではないのでしょうか。

今回、市町合併で最も懸念、心配されたことは、行政区域が拡大され、住民の声、住民の心配、不安、思いが市長に伝わるのかということであり、届くのかという声にこたえたのが、地域住民に基盤を置く機関として地域協議会が設置されたものであります。

地方自治法を見ればわかるとおり、第7章執行機関第4節法文構成で4節に地域自治区があるわけですが、その第4節、すべてが地域自治区にかかわる条文でございまして、地域自治区イコール地域協議会というふうに理解してもいいだろうと思いますが、法律を立案段階でいかに心血を注いだかがわかるわけですが、条文を見ればわかるとおり、地域協議会の委員の職務権限、責任は大変大きなものがあります。報酬は職務、責任に応じ決められるものであることからしても、報酬を支給しないとすることは道理に合わない。むしろ報酬は高額に設定すべきものであると私は思うわけですが、区長の職務権限責任から言えば、むしろ地域協議会委員の方がはるかに大きいと言わざるを得ないわけですが。新市では、すべての非常勤の職員に報酬と費用弁償を支給しているわけですが、改正自治法においても事務次官通知においても地域協議会の委員に報酬を支給することはできないとはなっていないわけですが、できないとはなっていない。地域自治区制度の趣旨というものは、地域自治区内の住民自治を充実させること、小さな政府、小さな自治を立ち上げようとするときに種を蒔いて育てなければならぬのに、その芽を摘むようなものであります。無報酬は育ってからも遅くはないのであります。これで、地域住民の理解と協力が得られるのでありましようか。心配であります。

今後、各地域自治区で委嘱をお願いすることになるわけですが、一番この条例が可決することによって困るのは総合支所ではないかというふうに思うわけですが、そのようなことで私は原案に反対するものであります。賢明な議員各位のご賛同をお願いするものであります。

議長（齋藤栄一君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については起立採決いたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第49、議案第30号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第50、議案第31号から、日程第55、議案第36号までの6件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第31号から議案第36号までの6件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第56、議案第37号を議題といたします。  
教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決  
されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第57、議案第38号を議題といたします。  
教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり可決  
されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第58、議案第39号、日程第59、議案第40号までの2件を一括  
議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第39号、議案第40号の2件は、  
原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第60、議案第41号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。113番佐藤栄吉君。

【113番（佐藤栄吉君）登壇】

113番（佐藤栄吉君） 113番、日本共産党の佐藤です。

議案第41号平成17年度由利本荘市一般会計予算が原案どおり可決とありますが反対討論を行います。

1つには、一般会計予算の14款国庫支出金3項の委託金1目総務費委託金です。これに232万5,000円の中に、自衛官募集事務費委託金として国から19万1,000円が支出されております。これは45ページに書かれております。

予算としては、総務費1項総務管理費13目市民相談費178万2,000円に自衛官募集事務費委託金19万1,000円が支出されております。

存在自体が憲法違反の自衛隊を解消すべきという日本共産党の立場は変わっていません。ただ、自民党政治のもとで半世紀もの間、自衛隊が存在する中で、自衛隊なしに日本の安全は守れないという考えが広められました。国民が自衛隊をなくしてもよいという気持ちになるには、それだけの時間が必要と考えます。

一昨年、自衛隊はイラク戦争に派兵されました。東北からも、また由利本荘市出身の隊員も派兵されて家族も大変心配したと聞いております。小泉首相は、自衛隊の行くところは被戦闘地域だと乱暴な答弁を行っております。憲法9条を変えようという勢力も生まれています。私たちは、平和憲法9条の完全実施を目指す立場に立ち、国民の合意をもとにして一步一步自衛隊問題を解決していくという道筋を国民に明らかにしています。

国庫支出金であっても、自衛官募集事務費は平和憲法第9条に違反であり、承認できません。

2つ目には、2款1項1目一般管理費に特別職給与等1億2,521万7,000円、自治区長の1月の給与1人50万円が含まれています。私たちは6月3日、本会議でも自治区長の給与の大幅引き下げを求めました。自治区長については、多くの市民からも財政が大変だからとして合併して、区長に50万円も払うのでは合併の意味がないではないかという声が聞かれます。区長と支所長兼務の方がお金がかからないし、支所長の本来の仕事もできると考えます。自治区長の給与の大幅の引き下げを求め、反対の討論を終わります。

議長（齋藤栄一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決をいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第61、議案第42号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。113番佐藤栄吉君。

【113番（佐藤栄吉君）登壇】

113番（佐藤栄吉君） 113番佐藤です。

議案第42号平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算が原案どおり可決とありますが、反対の討論を行います。

教育民生常任委員会の委員からも、旧本荘市の収納率をもっと上げる対策と、滞納分の収納率を上げる努力を求める意見も出されましたが、私は国民健康保険税値上げに反対するものです。

平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算には、これから出てくる議案第67号の由利本荘市国民健康保険税値上げの予算が組み込まれていますので反対します。反対内容については、議案第67号でしたいと思います。

以上で討論を終わります。

議長（齋藤栄一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第62、議案第43号、日程第63、議案第44号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第43号、議案第44号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第64、議案第45号、日程第65、議案第46号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第45号、議案第46号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第66、議案第47号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第67、議案第48号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第68、議案第49号から、日程第70、議案第51号までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第51号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第71、議案第52号、日程第72、議案第53号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第52号、議案第53号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第73、議案第54号から、日程第75、議案第56号までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第54号から議案第56号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第76、議案第57号から、日程第78、議案第59号までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第57号から議案第59号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第79、議案第67号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。113番佐藤栄吉君。

【113番（佐藤栄吉君）登壇】

113番（佐藤栄吉君） 113番、日本共産党の佐藤栄吉です。

議案第67号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、原案は可決としておりますけれども反対の立場から討論を行います。

国民健康保険税については、私は一般質問していますが、残念ながら今回の条例案は旧本荘市の健康保険税の値上げはありませんが、旧7町は昨年度より保険税を上げるための条例です。国民健康保険税に含まれる介護保険料は1市7町とも値上がりしています。

確かに年々医療費の値上がりで負担増もありますが、今回の条例は平成22年まで段階的に値上げを行い、1市7町の保険税を統一することが最大の目的と見られます。提出した資料を見ますと、課税額、17年度が9億4,960万円から、平成22年には14億1,311万円までに年々引き上げ4億6,351万円引き上げる計画になっています。

基金を取り崩しての補てん額は今年度は2億円ありますが、年々減少、平成22年には

補てん額ゼロとあります。

また、今年度、7町の保険税を所得割の高いところの大内に、資産割は岩城の30%に、均等割は鳥海の2万3,000円に、平等割は岩城の3万円になり、負担が増えるのは1番が鳥海、2番は西目、大内は昨年合併前に上げたということで上げ幅は少ないようです。

1市7町の合併協の趣旨である、負担は低くサービスは高くから見ても、値上げを認めることはできません。1市7町国民健康保険の基金は8億8,044万円あります。値上げではなく基金の取り崩しか、一般財源からの補てんで値下げを求めるものであります。また、国に対しても自民党、公明党、民主党の言う国民いじめ、サラリーマンいじめの増税ではなく、大企業の法人税を一般並みの税負担に変えることで、国庫負担を49.8%に戻すことができます。市長については、国・県に対して、再度、国の負担を元の49.8%に戻すように強く働きかけることを私は求めるものであります。

以上で討論を終わります。

議長（齋藤栄一君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議長（齋藤栄一君） 日程第80、議案第80号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議長（齋藤栄一君） 日程第81、陳情第1号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。91番佐々木信行君。

91番（佐々木信行君） 陳情第1号について総務常任委員長に質疑いたしますが、

ご存じのように、この陳情は地方財政確立に対する意見書提出の陳情でございます。内容をずっと見ますというと、三位一体改革の中で私どもがこれから国の税制度がどう

いうふうに解決されていくのか、それが一番関心を持っておるところでございますが、この中を見ますというと、地方交付税の総額確保、法定税率引き上げとこうありますが、この辺はどういうふうに解釈されて採択になったのか、あるいはその点についても委員の方々からご意見が出なかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 総務常任委員長阿部一雄君。

総務常任委員長（阿部一雄君） 大変失礼しました。この下の方の骨太方針2005における地方税財政改革ということの、（１）番のことですか、そうですか。

これについて、特別、委員会では議論が交わされたと、こういうことはございません。

議長（齋藤栄一君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって陳情第1号は、採択と決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第82、陳情第2号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番佐藤實君。

1番（佐藤實君） 委員長報告では採択ということになっておりますけれども、この中身について確認させていただきたいと思えます。

報告の中では、反対意見もありましたけれども採択と決したという報告でしたけれども、この文章を見ますと、地方公務員の大幅引き下げというのは、どの程度のパーセントなり数字を示した大幅なのか、そこら辺確認しているのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、中身に入って、具体的に数字が出ておるわけです。公務員や団体組織、病院などのそうした賃金が引き下げられると160億円の県内のそうした減少になるということですが、先にうたっているのは公務員を対象にして述べておられますけれども、その中においては組織団体なり、病院などの職員もまぜこんだ形で言葉が出ておりますので、160億円という膨大な数字の中には、どういう割合で出てきたものか。そうしたものは確認されておるのか、お聞きしたいと思えます。

それから、これは国家公務員の場合は人事院勧告ということで労使交渉というものはないわけですが、地方公務員においては労使交渉もできるのかなと思えますけれども、ほとんどの今までの自治体の流れは、やはり人事院勧告に従った、そうした採用の仕方で行ってきたのかなと思えますけれども、ここへ来て採択ということになりますと、労使関係がやはり最大のポイントになるのではないかなと思えますけれども、そこ

ら辺の協議が十分なされたのか、二、三お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（齋藤栄一君） 総務常任委員長阿部一雄君。

総務常任委員長（阿部一雄君） 陳情要旨の地方公務員賃金大幅引き下げに対して、何パーセントということを確認しておるかというようなご論旨であったように思いますが、第1点、その点について委員会といたしましては陳情者に確認はいたしておりません。

それから地域に、秋田県全体で160億円程度の削減がなされて、最終民間消費を90億円以上、あるいは500人以上の民間雇用が奪われるというような数字の内容は、陳情者に対して問い合わせて確認をして、どういうもので内容がどうであるかというようなことは委員会といたしましてはいたしておりません。

労使協議のこと、従来、公務員、地方公務員、特にそういう内容のことは人事院勧告、人勧によって取り決めさせていただいたという経緯がありますが、そういう関係がどうなるのかと、こういうようなご論旨のようではありますが、委員会でそこまで踏み込んで議論を交わしてというところには立ち入っていないということをご報告申し上げます。

議長（齋藤栄一君） 1番佐藤實君。

1番（佐藤實君） ここに書かれておる陳情要旨の中身は、ほとんど確認されてないけれども採択したということですから、今もいろいろ批判なり国民の間ではいろいろ問題視されておりますけれども、今の小泉内閣は、やはり改革なくして国の発展はないという、そうしたスローガンのもとから今郵政が大揺れに揺れておるわけですから、やはりこの賃金体制というものについては、十分これは国民も認識をしながら私は対応していかなければいけない時期にきておるのではないのかなと思っております。

ちなみに申し上げますと、今、日本の税収は44兆円ぐらいあるわけですから、かつては50兆円超えたものが、今、6兆円から8兆円ぐらい減収しているんですけれども、その中で地方、国、そして政府関係の特殊団体をあわせた賃金体系というものが40兆円に今なっております。地方公務員というのは大体26兆円、それから国家公務員が9兆円、あとの残りが特殊団体という非常に問題になった社会保険庁とか道路公団とかいろいろあるわけですから、そういう中で44兆円の収入の中で40兆円が公務員の給与ということになりますと、ここに公務員おりますから大変失礼には思いますけれども、こうした体系の中で果たしてこれからの税体系が見直ししないで進んでいけるのかという問題があるわけで、今、国民1人当たりが500万から600万円の借金財政の中でやっているわけで、まもなく国と地方あわせると1兆円の債務になるという、大変危機的今状況にあるわけで、このまま進みますと、日本の国家財政は世界のIMFに依存しなければならなくなるという危機感もあるわけで、やはりこうしたものを改革するには、どうしてこれからやらなければいけないのかということは、私は一つの流れだと思っておりますけれども、このお聞きした中では採択はしたけれども中身の検討をほとんどなされていないところに非常に疑問を感じるわけですので、果たしてこうした審査の中で採択というものが適当なのかどうか、私は大変疑問を抱く1人でございます。

議長（齋藤栄一君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって陳情第2号は、採択と決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第83、陳情第3号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。94番小野健君。

94番（小野健君） 94番小野でございます。

ただいま陳情第3号定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書提出についての陳情、委員長報告は不採択ということでありましたけれども、この理由として、市条例を承認したから、この陳情がそぐわないという内容でありました。しかし、これは国に対して決まったものを直してほしいという陳情であります。当然、今、国の方では深刻な財政構造の改善が必要だというふうに言っておりますけれども、しかし一方では税の抜本改革を行わない、そしてむだな公共事業をどんどん進めている、そういう状況の中で国民に対して負担だけを押しつけるというようなやり方は到底納得するものではありません。この陳情は、この労働者や、あるいは低所得者の負担をますます増やすという定率減税の縮小・廃止というものになっております。よって、この陳情を採択すべきというふうに私は考えます。

どうか議員各位の皆さん、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（齋藤栄一君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長の報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第84、陳情第4号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長の報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって陳情第4号は、採択と決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第85、陳情第5号を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、継続審査すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（齋藤栄一君） 起立多数であります。よって陳情第5号は、継続審査と決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第86、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、議員発案第7号から議員発案第9号までの3件については、提案説明並びに委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第7号から議員発案第9号までの3件については、提案説明並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第7号から議員発案第9号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第7号から議員発案第9号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第87、議員発案第7号地方六団体改革案の早期実現に関する

意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第7号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第88、議員発案第8号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第8号地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第89、議員発案第9号道路整備予算の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第9号道路整備予算の確保に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。議会運営委員会を開催します。

午後 6時19分 休 憩

午後 6時37分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る議員発案第10号から議員発案第12号までの3件を日程に追加することにいたしました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております議員発案第10号から議員発案第12号までの3件を日程に追加することに決定いたしました。

なお、日程第90、由利本荘市農業委員会委員の推薦についてを日程第94に繰り下げ、日程第90として追加提出議員発案の説明並びに質疑、日程第91として議員発案第10号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてを、日程第92として議員発案第11号地方の公務員賃金の大幅引き下げに反対し、地域経済等の活性化を求める意見書の提出についてを、日程第93として議員発案第12号「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書の提出についてをそれぞれ追加して、日程を変更することにいたします。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第90、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、議員発案第10号から議員発案第12号までの3件については、提案説明並びに委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第10号から議員発案第12号までの3件については、提案説明並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第10号から議員発案第12号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第10号から議員発案第12号までの3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第91、議員発案第10号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第10号社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第92、議員発案第11号地方の公務員賃金の大幅引き下げに反対し、地域経済等の活性化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第11号地方の公務員賃金の大幅引き下げに反対し、地域経済等の活性化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第93、議員発案第12号「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第12号「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書の提出については原案のとおり可決さ

れました。

---

議長（齋藤栄一君） 日程第94、由利本荘市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、30番佐藤弘志君、100番加川一男君の退席を求めます。

【30番（佐藤弘志君） 100番（加川一男君）退場】

この場で暫時休憩します。

午後 6時41分 休 憩

---

午後 6時42分 再 開

議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4名とし、茂木美寶子さん、木村耕一君、佐藤弘志君、加川一男君を推薦いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって由利本荘市農業委員会委員に、ただいまの4名を推薦することに決定いたしました。

ここで、先ほど除斥されました議員の除斥を解きます。

【30番（佐藤弘志君） 100番（加川一男君）復席】

この場で暫時休憩します。

午後 6時44分 休 憩

---

午後 6時45分 再 開

議長（齋藤栄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（齋藤栄一君） 柳田市長より特に発言したいとの申し入れがありますので、これを許します。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） ただいまは、提案いたしました案件につきまして可決いただき誠にありがとうございます。

齋藤議長から貴重な時間をいただき発言の許可を得ましたので、任命を予定しております企業管理者及び区長につきましてご報告を申し上げます。

初めに企業管理者についてであります。旧大内町長佐々木秀綱氏をお願いいたしたいと考えております。

次に各地域自治区の区長につきましては、本荘地域は、旧本荘市収入役、佐々木悦男氏。矢島地域は、旧矢島町助役、佐藤徳弥氏。岩城地域は前由利本荘市議会議員、岸野長一郎氏。由利地域は、旧由利町長阿部満氏。大内地域は、旧大内町助役、小笠原察雄氏。東由利地域は、旧東由利町収入役、佐藤知泰氏。西目地域は、旧西目町助役、三浦昭夫氏。鳥海地域は、旧鳥海町長、佐藤源一氏をそれぞれ7月1日付で任命いたしたい

と考えております。

本日同意いただきました助役を初めとする各特別職共々一致協力して新生由利本荘市発展のために全力を傾注してまいりる覚悟でありますので、議員各位には特段のお力添えを賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

なお、教育委員長及び教育長につきましては、明日開催される教育委員会において委員の互選により選出されることとなりますので、決定次第、ご報告申し上げたいと存じます。

また、本日をもって伊藤茂教育長にはご退任されますが、由利本荘市の初代教育長としてこれまで大変なご尽力を賜りました。この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

以上でございます。

---

議長（齋藤栄一君） 次に伊藤教育長より退任のごあいさつの申し出がありますので、これを許します。伊藤教育長。

【教育長（伊藤茂君）登壇】

教育長（伊藤茂君） 大変お疲れのところ時間をちょうだいしまして、ありがとうございます。

また、高いところからですけれども、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

3月22日以来、由利本荘市のバッジをつけて勤めることについて、誇りと責任を感じて今日までまいりました。その間、議員の皆様はじめ多数の方々からご指導、ご支援をいただきました。本当にありがとうございました。また、職員にも支えられまして充実した日々を過ごすことができました。本当に皆様に感謝申し上げます。

最後に、議員の皆様には、これからますますご活躍くださいますように、また、ご健康に留意されまして頑張ってください。市の発展につながるのではないかなと思っております。

これからの由利本荘市のますますのご発展をご祈念申し上げます。退任のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

---

議長（齋藤栄一君） この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（齋藤栄一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

議長（齋藤栄一君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いた

しました。

去る6月3日開会以来、連日審査にあたられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力をいただいた市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成17年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 6時50分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

由利本荘市議会議長

議 員

議 員

議 員